

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号182)

11月の第3日曜日を「世界道路交通犠牲者の日」とする議決が国連においてなされ、WHOがこれを提唱、推進しているが、我が国においては、この記念日に対する施策は何も行われていない。国が積極的にイベント（慰霊祭）を開催し、交通犯罪の悲惨さを国民に伝えていくことが急務である。

【検討結果】

内閣府において、全国交通安全運動の期間を中心に、各種の啓発事業が交通事故被害者等へ配慮しつつ展開されるよう努める。

【参考：関連する現行施策】

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(9) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施

ア 内閣府において、全国交通安全運動の期間を中心に、各種の啓発事業が交通事故被害者等の視点も踏まえ展開されるように努める。

【備考】

平成22年春の全国交通安全運動推進要綱（平成22年2月2日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）の「第7 運動の実施要領」中に、「交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴え、理解の増進に努めるとともに、黙とうなど交通事故犠牲者に対する追悼の意を表すものとする。」との記述がある。

これを受け、本年春の全国交通安全運動中央大会（於：目黒区立宮前小学校）では、式典の中で、交通事故犠牲者に対する追悼の黙とうがなされたところである。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号206)

基本法あるいは基本計画において、犯罪被害者等の保護支援に関しては、被害者等の国籍や在留資格の有無を問わないことを明示してほしい。

【検討結果】

基本計画における「犯罪被害者等」とは、基本法における定義のとおり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族を指し、加害者の別、被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪等を受けた場所、国籍その他による限定を一切していない。当然ながら、個別具体の施策の対象については、その施策ごとに、それぞれ適切に設定され、判断されるべきである。

【参考：関連する現行施策】

3. 犯罪被害者等基本計画の策定方針

なお、基本計画における「犯罪被害者等」とは、基本法における定義のとおり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族を指し、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪等を受けた場所その他による限定を一切していない。当然ながら、個別具体の施策の対象については、その施策ごとに、それぞれ適切に設定され、判断されるべきである。

【備考】

論点整理において「B」としたもの

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 金融庁 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号12)

【保険賠償制度の自賠責保険への一本化】

民間保険会社は、払い渋りをするので、被害者に対する損害賠償が適正に措置されるように、保険賠償制度は国が管理する自賠責保険に一本化してほしい。

(払い渋り対策の強化としてB(要検討)【金融庁】、自賠責保険への一本化はC(検討外))

【検討結果】

- 金融庁において、(被害者に直接保険金等が支払われる場合も含め、)契約に基づく保険金等の支払いが適正に行われるように、「保険会社向けの総合的な監督指針」(平成17年8月12日策定)等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢について検証し、保険会社側に問題があると認められる業務・運営については、適切な対応をしていく。

【参考：関連する現行施策】

- 金融庁において、「保険会社向けの総合的な監督指針」(平成17年8月12日策定)に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢整備の状況について検証していく。
- 金融庁において、保険会社の検査・監督を行うに当たっては、苦情・相談として寄せられる情報を活用し、保険会社側に問題があると認められる業務・運営については、適切な対応をしていく。

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 警察庁 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 13)

犯罪被害者等給付金については、支給対象及び支給額が拡大されてきたが、実際の支給までに時間がかかり、経済的に困窮する被害者が多いことから、できるだけ短期間で給付金が支給されるように配慮してほしい。

【検討結果】

警察庁において、犯罪被害者等給付金の迅速な裁定が行われるよう、都道府県警察を指導するとともに、早期の犯罪被害者等給付金の支給に引き続き努める。

【参考：関連する現行施策】

- 第1 損害回復・経済的支援等への取組
- 2 給付金の支給に係る制度の充実等
 - (1) 現行の犯罪被害給付制度の運用改善
 - 現行の犯罪被害給付制度の周知徹底、迅速な裁定等運用面の改善を図る。

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 警察庁 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】

(要望番号 15)

性被害者に対して緊急避妊、性感染症検査に要する経費援助はなされているが、エイズ検査は対象となっていない。加害者が不特定多数と関係しているケースも多く、被害直後及び約3か月後の2回の検査の実施と公費による全額負担及び早急に安心して受けられる体制を整備してほしい。

(要望番号 16)

性犯罪に遭った際、直後に必要な初診料、検査費用、緊急避妊費用、民事裁判に必要な医師による意見書作成費用等の公的負担を全国化してほしい。

【検討結果】

警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊、初診料、診断書料、検査費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担制度の運用が性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものとなるよう、都道府県警察を引き続き指導する。

【参考：関連する現行施策】

第1 損害回復・経済的支援等への取組

2 給付金の支給に係る制度の充実等

(4) 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減

警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費について、その経済的負担を軽減する必要があることを前提に、支給方法の検討を含め、必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

【備考】